

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和3年1月27日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年3月12日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和3年1月27日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
大曾根さわ やか荘福祉 の会 福祉推進部 長寿支援課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 施設の管理において、消防計画に定める消防訓練を実施していなかった。（大曾根さわやか荘福祉の会）	1 今後、消防計画に定めるとおりに実施するように指導しました。 大曾根さわやか荘福祉の会からは、消防署と相談し、今年度中に消防訓練を1回実施する旨の報告を受けました。
	2 時間外勤務手当の支給において、パートタイマー職員就業規則どおり計算されず、手当を多く支給しているものがあつた。 なお、指定管理料は前金払で支払っているため、市からの支払額に影響はなかった。（大曾根さわやか荘福祉の会）	2 大曾根さわやか荘福祉の会からは、多く支給した手当について、職員就業規則に基づき、返還等の適切な対応を実施した旨の報告を受けました。 また、今後、職員就業規則を遵守し、適切に手当等を支給するよう指導しました。
3 施設の危機管理において、消防計画に定める消防訓練が計画通りに実施されていないにもかかわらず、検証せずに年度評価を行っていた。（長寿支援課）	3 今後、消防計画に定める消防訓練が確実に実施されているかを随時確認し、必要に応じて指導を行うとともに、実施状況を踏まえて適切に年度評価等を行ってまいります。	